

氏 名	チョウ 張	コウ 宏	ショウ 翔
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)		
学 位 記 番 号	経 博 第 302 号		
学位授与の日付	平 成 19 年 3 月 23 日		
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当		
研 究 科 ・ 専 攻	経 済 学 研 究 科 現 代 経 済 学 専 攻		
学 位 論 文 題 目	中国における未完の税制改革		

論文調査委員 (主 査) 教 授 上 原 一 慶 教 授 植 田 和 弘 助 教 授 諸 富 徹

論 文 内 容 の 要 旨

1994年に始まった中国の税制改革は、税法の統一、公平な税負担、税制の簡素化、合理的な分権、分配関係の合理化、分配方式の規範化、財政収入の保証を基本原則に、市場経済の要求にあった税制体系を構築することにあった。しかし10年以上経った現時点でもなお多くの課題を残している。本論文は、それらの問題点を洗い出し、克服する方策を追求した極めて実践的な論文である。またこれまで十分には明らかにされてこなかった中国税制の実態にまで踏み込んで検討しており、本論文が中国税制研究に寄与することは疑いない。

本論文は、序章と4つの章、そして終章から構成されている。

序章では、1994年の税制改革は、中国税制改革史における一里塚であったこと、しかし、なお所得再分配機能が不十分であること、税負担の公平面や付加価値税にも問題が残されていること、地方税体系の構築が遅れていることなど「未完」であることが指摘されている。その上で、その要因と克服の方向を探ることが本論文の課題であることが提示されている。

1988年には0.382だったジニ係数が、05年には0.47に迫ったことにみられるように、今日の中国は急速に世界で貧富の格差が最大の国家の一つとなってきた。第1章では、それは税制の所得再分配機能が十分機能しなかった結果であるとした上で、しかし累進所得税は設けられている、にもかかわらず機能しなかったのはなぜかが検討され、以下の3点の要因が指摘されている。第1、低すぎる中、低所得者への最低課税控除標準、名目だけで実際には徴収されていない相続税、贈与税や分類所得課税の維持等、税制システムの不備、第2、希薄な納税意識、第3、徴税管理の不備、である。

第2章では、新税制改革は「税法の統一化、税負担の公平化」を基本としていたにもかかわらず、税負担の公平化については依然として不十分であるとして、その実態が次の4点、明らかにされている。第1、外資企業に対する様々な優遇政策から、付加価値税の税負担で国内企業と外資企業に差がある。第2、国内企業間では、固定資産比率が高い企業ほど付加価値税の税負担が重い。第3、所得税負担分布が、国内企業と外資企業では非常に不公平であり、国内企業の税負担は外資企業の約4倍である。第4、地方保護主義に基づく徴税の恣意性から、国内企業間でも所得税負担が不均衡である。

第3章では、税制改革で中国が採用した生産型付加価値税は内需拡大と経済効率向上が課題となってきた現在、消費型付加価値税へ転換すべきであるという問題意識から、以下の点が検討されている。94年に採用された生産型付加価値税は、投資過熱の抑制、中央の財源確保という面で効果的であったこと、しかし今日では投資の拡大を阻害し、物価水準の上昇や国内製品の不公平な競争をもたらすようになったこと、消費型付加価値税への転換が必要であるが、現実に施行するまでにはフランスのように十分な論証と改革のリスクを最小化するようにすべきであること、である。

第4章では、日本における地方税の実態を詳細に検討した上で、中国の地方税の現状と問題点、改革方向が検討されている。税制改革は、中央財政収入の比率を高め、国家のマクロコントロール能力を増強した一方、省以下の地方財政の財源調達能力の低下、財政赤字の常態化をもたらしたことで、特に県、郷鎮レベルの財政の正常な運営を困難に陥らせたことが克明に分析されている。そしてその主要な原因では、地方税の税収立法権、税の徴税開始および停止、税目税率の調整権や税収

減免権等が中央に集中されていること、移転支出制度が実施されているものの、中央が地方に支出する税収が基準年を基にして返還される「基準法」であるため、従来形成されてきた財政力不平等を新しい分税制に持ち込み、深刻化させたことが指摘され、改革案が提示されている。

終章は全体のまとめである。

論文審査の結果の要旨

1994年の税制改革は、グローバル化、市場経済化に中国税制を適応させようとしたものであったが、制度は構築したものの十分実践されないままに終わっているとか、絶えず変化する経済環境の中で、当初は積極的な効果を上げたものの、現在ではその役割を終えてしまったもの等、なお多くの課題を残している。しかし中国の税制に関する研究は、1994年の税制改革に関する紹介や個別の税に関する検討が中心で、中国税制を全面的、体系的に検討したものは、中国自身を含めて決して多くない。本論文は、ヨーロッパ、アメリカ、日本等の税制理論を踏まえて、94年以降の改革の実態を分析し、中国の税制改革を「未完の税制改革」ととらえ、改革課題、理論的課題を明らかにするとともに、21世紀の中国税制体系を模索した極めて意欲的で、理論的にも優れた論文である。中国税制理論水準を一步引き上げることは疑いない。

本論文の学界に対する貢献はまた以下の点でも大きい。

第1に、なによりも評価されるのは、省以下の地方財政、特に末端の県、郷レベルの税収の実態を明らかにしたことである。急成長する都市経済の背後で、中国農村は依然として貧困と窮乏から脱却できていない。その原因については、世界で話題を呼んだ『中国農民調査』（日本語版：2005年）に典型的にみられるように、税金や公金をでっち上げて農民を搾取する地方官僚、郷、村幹部の圧政という図式が一般的である。しかし本論文は、税制改革以降、地方税の税収立法権、税収減免権等の中央への集中、従来の財政力不平等を持ち込んだ移転支出制度等から、県、郷財政には、公共事業をやろうとしても財源がないという税制改革の問題点を克明に明らかにしている。農村の実態は、こうした制度の現実をも踏まえて検討されるべきであり、本論文は農村問題にも重要な視点を提供するもので高く評価される。

第2に、外資企業と国内企業には付加価値税の税負担と所得税負担分布面で不公平であることはこれまでも指摘されてきたことであるが、国内企業間でも不公平であること、地方保護主義に基づく徴税の恣意性などが要因であることを明らかにしたことは、中国税制の課題を一步深めた点で評価される。

第3に、所得再配分機能の不全について、累進所得税が設けられていないからではなく、設けられているにもかかわらず、機能が十分に発揮されていないという内在的要因にまで立ち入って検討している点は、中国税制改革の実態をより深く解明するうえで重要な視点を与えていると評価される。

第4に、以上のような問題を持つ中国税制の全体的特徴を「収入中心型」と「管理軽視型」とまとめ、それを改善した税制、すなわち収入機能の過度の重視から収入機能と経済機能とともに重視し、管理も重視する方向を提示していることは説得力がある。

このように、本論文は優れた学術的貢献を有しているが、他方では以下のような課題も残している。

第1に、グローバル化、市場経済化に中国税制を適応させることが94年の税制改革の狙いであったが、急速に深化するグローバル化のなかで、先進国の税制も、包括所得税の評価など、絶えず変化を余儀なくされており、中国の改革目標との乖離が生まれている。したがって、後進的経済からの移行と計画経済からの移行の二重の移行過程にある中国経済が、こうした絶えず深化するグローバル化、市場経済化のどの段階にあるかを確認しておくことは、改革の手順、方向性を考える上で欠かせないが、この点の分析が欠けている。

第2に、地方税制体系の不備、特に移転支出制度の問題点を明らかにしたことは上述したように高く評価できるが、では地域間格差をなくすためにはどのような財政調整システムを構築したらよいか、県、郷の財源を保障するのは中央レベルか、省レベルか等の検討がほしかった。

第3に、所得再配分機能不全がジニ係数拡大にみられるような貧富の格差拡大の一つの要因であることは疑うべくもない。しかし貧富の格差拡大は、政府があまりにも大量の社会的資源を支配し、不公平な取引によって民間の個人資源を自分のものにしていることにあるという見解もあり（中国社会科学院経済研究所・劉小玄）、所得再配分機能の発揮だけで問題が解

決できるかはなお検討を要する。

このようにいくつかの問題点があるとはいえ、本論文は現地調査も踏まえて中国税制の実態と改革課題を検討しようとした優れた、意欲あふれた研究であることは否定すべくもない。よって本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお平成19年2月20日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。